

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年7月10日 |
| 【会社名】 | 成友興業株式会社 |
| 【英訳名】 | S E I Y U K O G Y O C o . , L t d . |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 細沼 順人 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都あきる野市草花1141番地1 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区京橋二丁目13番10号 |
| 【電話番号】 | 03-3538-4111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務経理部長 北垣 栄一 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 334,400,000円 (注) 募集金額は、成友興業株式会社(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社エコワスプラントを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社エコワスプラントの株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に、2024年7月9日の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------------|---|
| 普通株式 | 176,000株 (注1) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。 |

- (注) 1. 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社エコワスプラント（東京都西多摩郡日の出町平井22番地10、代表取締役 浅尾洋和、以下「エコワスプラント」といいます。）の株式数及び株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、エコワスプラントの普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が交付する株式数が変動することがあります。
- 2 2024年7月10日開催の取締役会の決議に基づいて行う株式交付に伴い発行する予定です。
- 3 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 5 会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行う予定です。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

- (注) 当社普通株式は、エコワスプラントの普通株式の譲渡人に対して割り当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 1. 株式交付比率」をご参照ください。

(2)【募集の条件】

該当事項はありません。

(3)【申込取扱場所】

該当事項はありません。

(4)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

1【公開買付け又は株式交付の目的等】

1. 交付の目的及び理由

当社グループは、当社及び連結子会社3社から構成されております。連結子会社は、当社の完全子会社である、成友セキュリティ株式会社、令友工業株式会社、並びに木本建興株式会社です。当社グループは、環境事業、建設事業及び環境エンジニアリング事業を営み、再開発等の都市更新を下支えし、将来を先取りした企業を目指して、事業活動を行っております。首都圏を中心に、環境事業として建設系産業廃棄物等の収集運搬及び中間処理並びに再資源化、建設事業として都市インフラ等の道路舗装・土木・土地造成・上下水道工事を主な事業内容としております。当社の強みとして、これらの事業により、ワンストップ体制を整えております。持続可能な企業とすべく人材採用・育成に積極的に取り組み、マーケットの拡大、広域的な事業展開を進めています。

この度、株式交付子会社とするエコワスプラントは、東京都西多摩郡日の出町に2工場の産業廃棄物中間処理工場を有し、主に住宅を新築する際の建設工事で排出される建設混合廃棄物の収集運搬、中間処理及び再資源化を行っております。エコワスプラントの主な顧客は、ハウスメーカーやゼネコンとなり、受入れた建設混合廃棄物を適切に精選別し、異物除去、破碎、圧縮等を行っており、その再資源化率は高水準で推移していると考えております。

当社においてこれまで他社に処理を委託せざるを得ない建設混合廃棄物をグループ一括で受注できることにより、相互で市場の開拓が可能となる他、当社の主な取引先がゼネコン、エコワスプラントの主な取引先がハウスメーカーであるため、市場領域の拡大を見込むことができます。また、取扱廃棄物の種類が増加するだけでなく、中間処理の方法として、圧縮・梱包、溶融など事業範囲の拡大に寄与し、さらには、エコワスプラントの建設混合廃棄物の中間処理後の残渣物の処理について、当社の城南島事業所が繋がりを持つセメントメーカーとエコワスプラントを繋げる事で更なる資源循環が進み、当社の理念である他企業との再資源化の推進をより一層前進させ、今後も予想される都市更新に対して資源の有効活用を基礎とした新たな価値を提供することが可能になると考えております。これらのことから、当社及びエコワスプラントの統合は、両社の中長期的な企業価値向上につながるものと判断し、同社を子会社化することとしました。

なお、本件は株式交付制度により、エコワスプラントの株式を50.7%取得し、同社を子会社化とすることを予定しております。50.7%とした背景は、解体、環境事業に知見のある現大株主がエコワスプラントの株式を一部保有することで、当社の子会社とした以後も経営に関与いただくことが可能となり、さらに、当社株式を現大株主に交付することで当社の企業価値向上及びエコワスプラントへの継続的なコミットメントに対するインセンティブにつながるかと判断したためであります

エコワスプラントの概要は以下のとおりです。

| | |
|--------------|------------------------------------|
| (1)商号 | 株式会社エコワスプラント |
| (2)所在地 | 東京都西多摩郡日の出町平井22番地10 |
| (3)代表者の役職・氏名 | 代表取締役 浅尾洋和 |
| (4)事業内容 | 建設混合廃棄物の収集運搬事業、中間処理事業等 |
| (5)資本金 | 金6,000万円 |
| (6)設立年月日 | 1999年1月18日 |
| (7)発行済株式総数 | 1,200株（2024年3月31日現在） |
| (8)決算期 | 3月31日 |
| (9)大株主及び持株比率 | 株式会社大岳カンパニー 100% （2024年3月31日現在） |

2. 提出会社の企業の企業集団の概要及び当該企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

提出会社の概要

| | |
|-------------|---|
| (1) 商号 | 成友興業株式会社 |
| (2) 事業内容 | 産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業、汚染土壌処分業、建設業 |
| (3) 所在地 | 東京都あきる野市草花1141番地 1 |
| (4) 代表者及び役員 | 代表取締役社長 細沼 順人 取締役 専務執行役員 新富 明男 取締役 常務執行役員 齊藤 衛 社外取締役 岩淵 恵理 取締役（常勤監査等委員） 元石 真祐美 社外取締役（監査等委員） 島田 啓三 社外取締役（監査等委員） 遠藤 幸子 |
| (5) 資本金 | 327百万円 |
| (6) 純資産（連結） | 4,354百万円 |
| (7) 総資産（連結） | 13,993百万円 |
| (8) 決算期 | 9月30日 |

提出会社の企業集団の概要

当社の企業集団の概要は、本株式交付により、以下のとおりとなる予定です。

| 名称 | 住所 | 資本金（千円） | 主要な事業の内容 | 議決権の所有（被所有）割合（％） | 関係内容 |
|-------------|-------------|---------|----------|------------------|-------------------------------------|
| 成友セキュリティ(株) | 東京都福生市 | 50,000 | その他 | 100 | 警備業務の委託 駐車場用地の賃借 役員の兼任 1名 |
| 令友工業(株) | 東京都あきる野市 | 30,000 | 建設事業 | 100 | 建設工事（技術者等の 労務提供を含む。） 役員の兼任 1名 |
| 木本建興(株) | 神奈川県相模原市 | 35,000 | 建設事業 | 100 | 役員の兼任 1名 |
| (株)エコワスプラント | 東京都西多摩郡日の出町 | 60,000 | 環境事業 | 50.7 | 産業廃棄物処理委託 （双方） |

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 成友セキュリティ株式会社、木本建興株式会社は特定子会社に該当しております。

3. 有価証券報告書の提出会社は含まれておりません。

4. 本株式交付により、当社は、エコワスプラントの発行済株式数1,200株（議決権数1,200個）のうち、普通株式608株（議決権数608個）を譲り受け、エコワスプラントを子会社とすることを予定しておりますが、当社が実際に譲り受ける株式数は変動することがあります。

なお、総数譲渡し契約が締結された場合には、エコワスプラントの株主が譲り渡す株式数は608株となります。

また、特定子会社に該当する予定であります。

(2) 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社との関係

資本関係

当社は、エコスプラントの株式を保有しておりませんが、本株式交付により、当社はエコスプラントの普通株式の過半数を保有し、エコスプラントは当社の子会社となる予定です。

役員の兼任関係

該当事項はありません。

取引関係

当社は、建設事業における建設工事で排出される混合廃棄物の処理をエコスプラントに委託しております。エコスプラントは、中間処理時に排出される残渣物を当社に処理委託をしております。また成友セキュリティ株式会社は、エコスプラントの中間処理工場の交通整理のため、警備員を派遣しております。

2【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

1．株式交付に係る契約の内容の概要

当社は、2024年8月8日(予定)をもってエコスプラントの株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として当社株式を交付する株式交付を行うことを内容とする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。)を、2024年7月10日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式交付計画に基づき、エコスプラントの普通株式1株に対して当社の普通株式289.473684210526株を割当交付いたします。その他、本株式交付計画においては、株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、当社の資本金及び準備金の額、譲渡しの申込期日等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2．株式交付計画の内容」の記載をご参照ください。)

2．株式交付契約の内容

本株式交付計画の内容は、次の「株式交付計画(写)」に記載のとおりであります。

株式交付計画(写)

成友興業株式会社(以下「甲」という。)は、次のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

(株式交付の方法)

第1条

甲は、本計画に定めるところに従い、甲を株式交付親会社、株式会社エコスプラント(以下「乙」という。)を株式交付子会社として株式交付(以下「本株式交付」という。)をする。

(株式交付子会社の商号及び住所)

第2条

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社エコスプラント

住所：東京都西多摩郡日の出町平井22番地10

(株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限)

第3条

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、608株とする。

(本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て)

第4条

1．甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に289.473684210526を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2．甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式289.473684210526株を割り当てる。

（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

第5条

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の2に定めるところに従い、甲が定める。

（株式交付子会社の株式及び新株予約権の譲渡しの申込みの期日）

第6条

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2024年7月26日とする。

（本株式交付がその効力を生ずる日）

第7条

本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年8月8日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

（本計画の変更及び本株式交付の中止）

第8条

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

（規定外事項）

第9条

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2024年7月10日

住所：東京都あきる野市草花1141番地1

会社名：成友興業株式会社

代表取締役社長：細沼 順人

4【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式交付比率

| 会社名 | 成友興業株式会社 (株式交付親会社・当社) | 株式会社エコワスプラント (株式交付子会社) |
|--------|--------------------------|---------------------------|
| 株式交付比率 | 1 | 289.473684210526 |

- (注) 1．本株式交付に伴い、エコワスプラントの普通株式1株に対して当社の普通株式289.473684210526株を交付いたします。
- 2．当社が本株式交付により発行する新株式数の下限：普通株式176,000株
上記新株式数は、当社が本株式交付に際して譲り受けるエコワスプラントの普通株式の下限の数に対して交付する当社の普通株式の数です。
- 3．単元未満株式の取扱い
本株式交付により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるエコワスプラントの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を名古屋証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第9条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。
- 4．1株に満たない端数の処理
本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるエコワスプラントの株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。
- 5．本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。

2．株式交付比率の算定根拠等

(1) 割当ての内容及び理由

当社は、本株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びエコワスプラント並びにこれらの関連会社から独立した第三者算定機関である株式会社ユニヴィスコンサルティング(所在地：東京都港区虎ノ門三丁目8番8号NTTビル6階 代表渡邊広康氏、以下「ユニヴィス」といいます。)を選定し、エコワスプラントの株式価値算定を依頼いたしました。

当社株式に関しては当社普通株式が名古屋証券取引所メイン市場に上場しており市場価値が存在することから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場評価法により十分に適正な結果が得られるとの説明をエコワスプラントに対して行い、理解を得られているために市場株価法を採用することとし、よってエコワスプラントの株式価値算定書に基づき、本株式交付比率を決定することとなりました。

当社は、ユニヴィスから提出を受けた株式価値算定書（2024年7月9日）を取得し、当社がエコワスプラントに対して実施した財務デューデリジェンス、法務デューデリジェンスの結果、エコワスプラントの財務状況、資産状況、提出を受けた2026年3月期までを対象とした中期事業計画に基づく将来の事業活動の見通し等を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「1．株式交付比率」記載の本株式交付比率の元となる株価が、ユニヴィスが算定した株価レンジでもあり、よって当社の株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社並びにエコワスプラントの株主との間の協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

算定機関との関係

ユニヴィスは当社及びエコワスプラントの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

3．算定の概要

当社株式については、名古屋証券取引所メイン市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を2024年7月9日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る、1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるといった問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値から最大値を市場株価法による算定結果としております。

| 採用手法 | 算定結果（円） |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 1,652～1,900 |

ユニヴィスは、エコワスプラントの株式について、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定のない継続企業であるため、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用いたしました。算定については、エコワスプラントが作成した2026年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、割引率を10.29%～11.00%として現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測に大幅な増減益は見込んでおりません。

ユニヴィスが算定した、エコワスプラント普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

| | |
|----------------|---------------------------|
| 一株当たり株式価値の算定結果 | 491,577円～633,177円 |
| 株主価値 | 589,892,552円～759,812,989円 |

ユニヴィスは、エコワスプラントの株式価値の算定に際して、エコワスプラントから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、エコワスプラントと当社及び当社グループの資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、エコワスプラントと当社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違（株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違）】

1．株券の不発行

エコワスプラントの定款には、「当会社の株式については、株券を発行しない。」旨の定めが置かれております。これに対して、当社の定款には、同様の定めはありません。

2．株式の譲渡制限

エコワスプラントの定款には、「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。」旨の定めが置かれております。これに対して、当社の定款には、同様の定めはありません。

3．単元株未満株式

エコワスプラントでは単元株式制度は採用されております。これに対して、当社の定款には、「単元株式数を100株とする」旨の定めが置かれております。

4．自己株式の取得

エコワスプラントの定款には、自己株式の取得に関する定めはありません。これに対して、当社の定款には、「当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。」旨の定めが置かれております。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【公開買付け又は株式交付に関する手続】

1．株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受けるエコワスプラントの株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項、エコワスプラントについての事項、当社についての事項、債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、当社の本店において2024年7月10日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2024年7月10日開催の当社の取締役会において承認された株式交付計画です。は、当社が譲り受けるエコワスプラントの株式の数の下限についての本株式交付計画の定めは、エコワスプラントが効力発生日において当社の子会社（会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。）となる数を内容としているものと当社が判断した理由を説明するものです。は、本株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性、本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性、本株式交付に際して交付する金銭等の相当性について説明するものです。は、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項について説明するものです。は、エコワスプラントの最終事業年度に係る計算書類等の内容、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明するものです。は、当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。は、当社の債務の履行の見込みについて説明するものです。

これらの書類は、当社の本店において閲覧することができます。なお、本株式交付が効力を生ずる日までの間に、上記 から までに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

| | |
|----------------|-------------------|
| 2024年7月10日 | 本株式交付計画承認取締役会 |
| 2024年7月26日（予定） | 株式交付子会社の株式譲渡の申込期日 |
| 2024年8月8日（予定） | 本株式交付の効力発生日 |

ただし、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．手続対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に関して買取請求権を行使する方法

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、エコワスプラントの主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第47期 | 第48期 | 第49期 |
|-----------------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | 2021年 9月 | 2022年 9月 | 2023年 9月 |
| 売上高 (千円) | 11,856,502 | 11,071,170 | 12,262,085 |
| 経常利益 (千円) | 373,702 | 311,961 | 523,999 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 236,939 | 279,197 | 358,982 |
| 包括利益 (千円) | 246,623 | 249,149 | 359,673 |
| 純資産額 (千円) | 3,471,576 | 3,674,789 | 3,984,219 |
| 総資産額 (千円) | 11,181,826 | 10,520,648 | 11,601,568 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 2,763.77 | 2,925.56 | 3,171.90 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 188.63 | 222.27 | 285.79 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 31.05 | 34.93 | 34.34 |
| 自己資本利益率 (%) | 7.05 | 7.81 | 9.37 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 729,410 | 514,884 | 423,250 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 81,761 | 36,841 | 105,974 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 564,639 | 1,040,410 | 35,680 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 1,675,971 | 1,187,287 | 1,468,883 |
| 従業員数 (人) | 250 | 247 | 242 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (146) | (140) | (145) |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は当連結会計年度末時点で非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は当連結会計年度末時点で非上場であったため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、契約社員を含む。）の年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
4. 第47期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A & Aパートナーズの監査を受けております。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
6. 当社株式は2023年10月13日付で、名古屋証券取引所メイン市場に上場いたしました。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第45期 | 第46期 | 第47期 | 第48期 | 第49期 |
|-------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | | 2019年9月 | 2020年9月 | 2021年9月 | 2022年9月 | 2023年9月 |
| 売上高 | (千円) | 10,080,610 | 10,682,026 | 11,437,448 | 10,737,287 | 11,812,325 |
| 経常利益 | (千円) | 378,818 | 338,067 | 339,638 | 301,685 | 491,080 |
| 当期純利益 | (千円) | 245,103 | 204,444 | 222,411 | 276,870 | 341,172 |
| 資本金 | (千円) | 293,775 | 293,775 | 293,775 | 293,775 | 293,775 |
| 発行済株式総数 | (株) | 1,256,100 | 1,256,100 | 1,256,100 | 1,256,100 | 1,256,100 |
| 純資産額 | (千円) | 2,976,003 | 3,182,416 | 3,389,390 | 3,590,275 | 3,881,895 |
| 総資産額 | (千円) | 11,822,912 | 11,211,661 | 11,035,768 | 10,415,971 | 11,443,475 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 2,369.24 | 2,533.57 | 2,698.34 | 2,858.27 | 3,090.44 |
| 1株当たり配当額 | (円) | - | 20.00 | 20.00 | 40.00 | 50.00 |
| (うち1株当たり中間配当額) | (円) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 195.13 | 162.76 | 177.06 | 220.42 | 271.61 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 | (%) | 25.17 | 28.38 | 30.71 | 34.47 | 33.92 |
| 自己資本利益率 | (%) | 8.58 | 6.42 | 6.77 | 7.93 | 9.13 |
| 株価収益率 | (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 | (%) | - | 12.3 | 11.3 | 18.1 | 18.4 |
| 従業員数 | (人) | 221 | 224 | 232 | 229 | 224 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (人) | (-) | (-) | (1) | (2) | (2) |
| 株主総利回り | (%) | - | - | - | - | - |
| (比較指標：-) | (%) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 最高株価 | (円) | - | - | - | - | - |
| 最低株価 | (円) | - | - | - | - | - |

- (注) 1. 第45期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は当事業年度末時点で非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は当事業年度末時点で非上場であったため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、契約社員を含む。）の年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 第47期以降の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人A & Aパートナーズの監査を受けております。なお、第45期及び第46期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人A & Aパートナーズの監査を受けておりません。
6. 当社は、2018年11月19日開催の取締役会決議により、2018年12月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第45期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
8. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は当事業年度末時点で非上場であったため、記載しておりません。
- なお、当社株式は2023年10月13日付で、名古屋証券取引所メイン市場に上場いたしました。

< エコワスプラントの主要な経営指標等 >

| 決算期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
|---------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 売上高（千円） | 1,008,289 | 1,067,464 | 1,207,105 | 1,311,589 | 1,425,092 |
| 経常利益（千円） | 48,610 | 79,916 | 137,855 | 176,031 | 168,773 |
| 当期純利益 （千円） | 36,810 | 64,674 | 93,089 | 117,304 | 120,454 |
| 純資産（千円） | 102,670 | 167,044 | 260,134 | 377,439 | 197,893 |
| 総資産（千円） | 1,002,441 | 1,126,761 | 1,143,383 | 1,143,577 | 1,180,601 |
| 1株当たり純資産（円） | 85,558.65 | 139,204.09 | 216,778.86 | 314,532.62 | 164,911.22 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 30,675.54 | 53,645.43 | 77,574.77 | 97,753.75 | 100,378.6 |

< 本株式交付後の当社の主要な経営指標等 >

上記各主要な経営指標等に基づく株式交付後の当社の経営指標等の見積もりとして、当社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びにエコワスプラントの最終事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純な合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っておりません。

| | |
|---------------------|------------|
| 売上高（千円） | 13,681,259 |
| 経常利益（千円） | 692,772 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | 479,436 |

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第49期有価証券報告書に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書及び翌事業年度に係る四半期報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書及び四半期報告書には、将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

有価証券報告書（第49期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年7月10日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔2023年12月25日提出臨時報告書〕

1 提出理由

2023年12月22日開催の当社第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金50円00銭

第2号議案 取締役4名選任の件

細沼順人、新富明男、齊藤衛、岩淵恵理を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

小森園真祐美を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|---------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 12,559 | 0 | | （注）1 | 可決 100.00 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 細沼 順人 | 12,559 | 0 | - | （注）2 | 可決 100.00 |
| 新富 明男 | 12,559 | 0 | - | | 可決 100.00 |
| 齊藤 衛 | 12,559 | 0 | - | | 可決 100.00 |
| 岩淵 恵理 | 12,559 | 0 | - | | 可決 100.00 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 小森園 真祐美 | 12,559 | 0 | - | （注）2 | 可決 100.00 |

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会に出席した株主の議決権の数を全て加算しておりますので該事項はありません。

〔2024年4月17日提出臨時報告書〕

1 提出理由

2024年1月29日開催の当社取締役会において、木本建興株式会社の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。本株式取得は、特定子会社の異動を伴う取引に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 木本建興株式会社
住所 : 神奈川県相模原市中央区中央3-3-15
代表者の氏名 : 代表取締役 平田 江一
資本金 : 35,000千円（2024年4月17日現在）
事業の内容 : 土木工事業、建築工事業、水道工事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 0個（うち間接所有分0個）

異動後 : 700個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 0.00%（うち間接所有分0.00%）

異動後 : 100.00%（うち間接所有分0.00%）

（注） 総株主等の議決権に対する割合は、木本建興株式会社の2024年4月17日現在における総株主等の議決権の数（700個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が木本建興株式会社株式を株式譲渡により取得したことにより子会社となり、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 2024年2月9日

〔2024年6月19日提出臨時報告書〕

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 株式会社細沼

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

株式会社細沼

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | - 個 | - % |
| 異動後 | 6,439個 | 50.01% |

(3) 当該異動の年月日

2024年6月12日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 327,469,100円

発行済株式総数 普通株式 1,288,120株

3 . 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第49期)に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2024年7月10日)までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|-------------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2023年10月12日(注)1 | 30,000 | 1,286,100 | 31,740 | 325,515 | 31,740 | 53,515 |
| 2023年11月8日(注)2 | 1,200 | 1,287,300 | 1,269 | 326,784 | 1,269 | 54,784 |
| 2023年10月1日~ 2024年7月10日(注)3 | 820 | 1,288,120 | 685 | 327,469 | 685 | 55,469 |
| 2024年7月1日(注)4 | 1,288,120 | 2,576,240 | - | 327,469 | - | 55,469 |

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 : 1株につき 2,300円

引受価額 : 1株につき 2,116円

資本組入額 : 1株につき 1,058円

払込金総額 : 63,480千円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 : 1株につき 2,116円

資本組入額 : 1株につき 1,058円

割当先 : 株式会社SBI証券

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式分割による株式の増加であり、資本金の増減はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第49期) | 自 2022年10月1日 至 2023年9月30日 | 2023年12月25日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第50期第2四半期) | 自 2024年1月1日 至 2024年3月31日 | 2024年5月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月25日

成友興業株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 禎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている成友興業株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、成友興業株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
|---|--|
| <p>廃棄物等の処理に関する売上高の期間帰属の適切性</p> <p>会社は環境事業として、建設系産業廃棄物及び汚染土壌等（以下、廃棄物等という。）の収集運搬及び中間処理並びに再資源化事業を行っている。（セグメント情報等）に記載のとおり、当連結会計年度の連結損益計算書における売上高は12,262百万円であり、このうち、環境事業の売上高は7,067百万円と、連結売上高の57.6%を占めており、計上金額の観点から特に重要である。</p> <p>（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）</p> <p>3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会社は、顧客との契約に基づき廃棄物等の処理を行う義務を負っており、当該履行義務が充足される処理完了時点で収益を認識している。</p> <p>会社では、中間処理が完了した時点で自動で売上に反映されるシステムとなっているため、期末において、最終処分が必要な廃棄物等のうち最終処分が完了していないものについては、履行義務が充足されていないものとして売上に修正している。したがって、廃棄物等の最終処分が完了していないにもかかわらず売上処理が行われ、不適切な会計期間に売上が計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、廃棄物等の処理に関する売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、会社の廃棄物等の処理に関する売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>廃棄物等の処理に係る売上の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none">搬入された廃棄物等の数量、単位及び単価等に関する情報について、ITシステムへの入力が正確であるか否かを確認する統制 <p>(2) 廃棄物等の処理に関する売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>廃棄物等の処理に係る売上高が適切な会計期間に計上されているか否かを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">期末月において最終処分が完了した廃棄物等に係る取引について、法令に基づく管理票の最終処分日付と照合した。最終処分未了の廃棄物等に係る取引について、売上修正が行われているか否かを確認した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月25日

成友興業株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 禎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている成友興業株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、成友興業株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

廃棄物等の処理に関する売上高の期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（廃棄物等の処理に関する売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月10日

成友興業株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐藤 禎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 洋介
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている成友興業株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、成友興業株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかと

うか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。